

○令和 5 年度 税制改正大綱について

令和 4 年 12 月 16 日に、自由民主党、公明党より「令和 5 年度 税制改正大綱」が公表されました。主な改正内容の要旨は下記のとおりでございます。なお、令和 5 年 3 月に国会での審議・承認を経て正式に確定いたします。

1. 【所得税】NISA の抜本的拡充と恒久化

令和 6 年 1 月より、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円、成長投資枠 240 万円）、非課税限度額（1,800 万円）、非課税期間（無期限）の拡大が図られます。

2. 【法人税】防衛費に係る財源確保のための新たな付加税の創設

法人税に税率 4.0～4.5% の新たな付加税を課し、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から 500 万円を控除することになる予定。なお、年間 2,400 万円以下の所得の中小法人は課税対象から除外され、約 96% の中小企業は対象外になる見込みです。また、現時点では実施時期は未定とされております。

3. 【贈与税・相続税】相続時精算課税贈与制度について年 110 万円の基礎控除を創設

令和 6 年 1 月以降、相続時精算課税贈与を選択した場合にも、年 110 万円（基礎控除）以下の贈与については贈与税の申告が不要となります。また、同制度を選択した場合において、将来相続税が課税される生前贈与の金額は、生前贈与した財産の金額から年 110 万円の基礎控除を控除した後の金額になります。

4. 【贈与税・相続税】生前贈与加算制度の見直し（加算期間の延長）

暦年贈与により生前に贈与を受けていた財産について、相続時に加算される贈与期間が相続前 3 年間から 7 年間に延長されます。なお、令和 9 年以降の相続から随時期間が延長され、令和 13 年に 7 年間に達します。

5. 【消費税/インボイス制度】小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

一定の小規模事業者（基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であるインボイス発行事業者）は、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の 2 割の金額とすることが出来ることとなります。但し、2023 年 10 月から 3 年間の時限措置となります。

令和 4 年 12 月 21 日

須田税理士事務所